

事務連絡
平成18年12月26日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(中国産未成熟えんどう及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年12月25日付け食安輸発第1225001号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、中国産生鮮スナップエンドウにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、ジメトモルフを含む残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を引き続き50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願ひします。

記

- 1 対象食品
中国産未成熟えんどう及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目
残留農薬（ジメトモルフを含む）

(違反事例)

1. 品名：生鮮スナップエンドウ
2. 生産国：中国
3. 検査結果：ジメトモルフ 0.06ppm（基準値：0.01ppm）
4. 検疫所：神戸検疫所食品監視第二課（届出受付番号：第67004867030号1欄）
5. 輸入者：(有) 東陽食産